



公益社団法人 日本青年会議所

北陸信越地区新潟ブロック協議会

2025 年度

JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク 災害時における救援相互運営規程

第 1 条(名称)

本組織は、公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会災害支援ネットワーク(以下、JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク)と称する。

第 2 条(目的)

1.本規定は、日常における危機管理の啓発と、新潟県において大規模災害が発生した場合、新潟県災害救援ボランティア本部及び新潟ボランティア調整会議(主に社会福祉法人新潟県社会福祉協議会)と連携し、新潟ブロック協議会内 LOM や公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区協議会と連絡調整を図り、被災地域が必要としている人的・物的支援を効率的に展開するための統括的な窓口として災害対策本部を開設し、災害発生時等における相互支援の円滑化を推進する事。また、新潟県外において大規模な災害が発生した場合の効率的且つ正確な被災地域支援情報を提供する事を目的とする。

(1)日常における危機管理の啓発

(2)新潟県内にて大規模災害が発生した場合の効率的な被災地域支援の統括的な窓口

(3)新潟県外において大規模な災害が発生した場合の効率的且つ正確な被災地域支援情報の提供

2.災害対策本部は新潟県で災害が発生する前に被災が予想される場合、または全国規模で災害が発生した場合においても開設し、迅速な支援態勢を図るものとする。

(1)新潟県内で災害が発生する前に被災地支援が予想される場合

(2)全国で大規模な災害が発生した場合

第 3 条(構成と協定)

1.JC 新潟ブロック災害支援ネットワークは、新潟ブロック協議会と新潟ブロック協議会内 LOM をもって構成する。

2.JC 新潟ブロック災害支援ネットワークの連携協定の締結に際しては、当該年度の前年度会員会議所会議において、前年度新潟ブロック協議会会长もしくは当該年度担当委員長により、JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク事前説明会を開催する。

第 4 条(役員の選任)

- 1.新潟ブロック協議会会長は JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク会長に就任する。
- 2.JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク会長の任命により、新潟ブロック協議会筆頭副会長は JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク副会長に就任する。
- 3.新潟ブロック協議会会長は筆頭副会長以下、第 2、第 3、第 4 副会長を任命する。ただし、担当委員会がある場合は、担当副会長を筆頭とする。
- 4.大規模災害により被災地域の役員複数人が業務不能とならない為に、副会長及び監査役員は 6 つのエリアから均等に選任しなければならない。エリア数を超えて役員を選任する場合は同エリア内で異なる LOM から選任しなければならない。
- 5.災害支援において新潟ブロック協議会委員長は担当責任者の任に就く為、選任する際は 1 つのエリアから 2 名以上選任してはならない。また、担当する副会長と同じエリアであってはならない。
- 6.JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク役員は、就任前にそれぞれの役割を認識し相互理解を深める機会を役員予定者会議で開催する。
- 7.JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク役員の就任については、当該年度の前年度新潟ブロック協議会会員会議所会議にて明確な役員構成を提示し承認を得なければならない。

第 5 条(役員の任期)

役員の任期は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

第 6 条(JC 新潟ブロック災害支援ネットワークの発動)

1. JC 新潟ブロック災害支援ネットワークの発動期間は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。
2. 当該年度の前年度の新潟ブロック協議会会員会議所会議にて JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク役員の承認を得たならば、その承認をもって JC 新潟ブロック災害支援ネットワークが発動する。
3. この発動をもって新潟県内または新潟県外での災害が発生し、支援が必要と JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク会長が判断した場合は直ちに支援活動を開始する。

第 7 条(各 LOM 及び新潟ブロック協議会の緊急連絡網及び情報共有手段の構築)

- 1.事務局もしくは当該年度担当委員長は、前年度中に新潟ブロック協議会及び新潟ブロック各地会員会議所による当該年度の組織に準じた緊急連絡網を構築する。連絡網は時代に即した手段を用いこれを構築する。
- 2.事務局もしくは当該年度担当委員長は、災害発生時に備えた新潟ブロック協議会役員内での災害支援情報共有手段を構築する。共有手段は時代に即した手段を用いこれを構築する。

第 8 条(事務局)

- 1.JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク事務局は、新潟ブロック協議会事務局内に置く。また新潟ブロック協議会事務局長と同事務局員はそれぞれ JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク事務局長と同事務局員を兼任する。JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク担当委員会が存する場合には、連携して職務にあたるものとする。
- 2.新潟ブロック協議会事務局が役割を遂行することが困難な場合には、JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク会長と協議の上、適切な場所に事務局を設ける。

第 9 条(災害対策本部の設置)

- 1.新潟県内での災害発生時には、災害発生から 40 時間以内に災害の危険性のない地域であり、新潟ブロック協議会会長が適当だと判断した地域に災害対策本部を開設する。
- 2.新潟県内で災害による被害が発生すると予想される場合には、発災前に災害対策本部を開設することが出来る。
- 3.JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク会長が第 1 項の業務を遂行することが困難な場合、JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク筆頭副会長が代行してこれを行う。
- 4.JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク筆頭副会長が第 1 項の業務を遂行することが困難な場合は、第 2、第 3、第 4 副会長の順で代行可能な者が遂行する。
- 5.災害対策本部は西暦表示と具体的な命名をもち称する。
- 6.災害対策本部が設立された後、その旨を新潟ブロック協議会会員会議所会議にて報告をしなければならない。

第 10 条(災害対策本部の組織)

災害対策本部の本部役員及び職務は次に定めるとおりとする。

- 1.災害対策本部長は、JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク会長が務めることとする。
 - (1)災害対策本部長は災害対策本部の統括責任者とする。
 - (2)災害対策本部長に任命されたものは、新潟県災害救援ボランティア本部及び新潟ボランティア調整会議(主に社会福祉法人新潟県社会福祉協議会)との連絡・調整を行うものとする。
 - (3)災害対策本部長は必要に応じて、他の本部役員を任命することができる。
 - (4)第 9 条第 2 項で JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク会長を代行した JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク副会長は暫定の災害対策本部長となるが、その任期は JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク会長が災害対策本部長への就任が可能になるまで、もしくは、目的達成と判断された場合、または解散するまでとする。
 - (5)災害対策本部長は、災害対策本部を統括し公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区協議会との連携を取るものとする。
- 2.災害対策副本部長は、新潟ブロック協議会副会長が務めることとする。
 - (1)災害対策本部長を補佐し、積極的に被災地の支援を推進することとする。
 - (2)災害対策本部長が被災した時、災害対策本部長の代行を務めることとする。
- 3.災害対策本部長補佐は、監査担当役員もしくは直前ブロック会長が務めることとする。
 - (1)災害対策本部長補佐は、災害対策本部長の相談役として、支援に関する助言を行うこととする。
- 4.総務担当責任者は、運営専務が務めることとする。
 - (1)総務担当責任者は、災害対策本部事務局内の総合調整を行うもこととする。
 - (2)総務担当責任者は JC 関係(県内 LOM、公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区協議会)との連絡・調整を行うこととする。
- 5.財政支援担当責任者は、財政局長が務めることとする。
 - (1)財政支援担当責任者は、金銭的な支出管理、義援金の収集管理を行うこととする。
- 6.涉外担当責任者は、事務局長が務めることとする。
 - (1)涉外担当責任者は、対外的な団体(社会福祉協議会・NPO 団体・行政等)との連絡・調整をするものとする。但し、当該年度に担当委員長が存する場合は連携してこれにあたる。
- 7.情報発信担当責任者は、委員長職にあたる者の中から JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク会長に任命された者が務めることとする。
 - (1)情報発信担当責任者は、被災地の情報を新潟ブロック協議会のホームページ・携帯専用ペ

ージ・緊急連絡網から発信することとする。

(2)情報発信担当責任者は、第 10 条 1 項(2)における災害対策本部長の補佐をする。

(3)新潟ブロック協議会内 LOM から被災状況等、情報収集した場合、災害対策本部の設置・支援活動の有無にかかわらず経過状況・意思決定事項をフィードバックする。

8.人的支援担当責任者は、委員長職にあたる者の中から JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク会長に任命された者が務めることとする。

(1)人的支援担当責任者は、人的支援の調整を行うこととする。

9.物的支援担当責任者は、委員長職にあたる者の中から JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク会長に任命された者が務めることとする。

(1)物的支援担当責任者は、物的支援の調整を行うこととする。

第 11 条（災害対策本部事務局）

1.災害対策本部事務局は、新潟ブロック協議会事務局内に置く。また新潟ブロック協議会事務局長と同事務局員はそれぞれ災害対策本部事務局長と同事務局員を兼任する。JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク担当委員会が存する場合には、連携して職務にあたることとする。

2.新潟ブロック協議会事務局が役割を遂行することが困難な場合には、災害対策本部長と協議の上、適切な場所に事務局を設ける。

第 12 条(判断と意思決定)

JC 新潟ブロック災害対策本部役員は得られた正確な情報の内容を精査・判断し、災害対策本部長による意思決定の後、新潟ブロック各 LOM に発信する。

第 13 条(解散)

災害対策本部長は本部役員と協議の上、目的達成と判断された場合、または解散を必要とする場合、新潟ブロック協議会役員会議の承認を得て災害対策本部を解散することができる。但し、被災状況により災害対策本部の継続が必要とされる場合、第 5 条の役員の任期にかかわらず継続して災害対策本部を設置することができる。

第 14 条(継続)

JC 新潟ブロック災害支援ネットワークは公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会が存在する限り、継続するものとする。

第 15 条(検証)

新潟県内外において災害が発生した場合、新潟ブロック協議会は初動体制を役員会にて検証し、必要が生じた場合は救援相互運営規定・細則改訂を検討するものとする。

第 16 条(改訂)

本規程は、公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会の規程に基づき新潟ブロック協議会会員会議所会議の審議承認により、改訂することができる。

(補足資料)

1.社会福祉法人新潟県社会福祉協議会との協力協定の締結

新潟県社会福祉協議会と新潟ブロック協議会は、新潟県内における災害時に相互が協力して、災害ボランティア活動などの被災者支援活動を効果的に行うことを目的に平成 27 年 3 月 27 日に

災害時相互協力協定」を締結しています。

[協定締結により決定した主な協力内容事項]

- (1)被災地の情報収集と共有及びニーズ把握
- (2)災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達、仕分け及び輸送
- (3)災害ボランティア活動に関する情報発信
- (4)専門的な技術を活用したボランティア活動

2.新潟県災害ボランティア調整会議構成団体

新潟県災害ボランティア調整会議 構成団体一覧（令和元年7月末現在で24団体）

①幹事会（6団体）	③連絡会議（16団体）
0 1 社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会	0 9 チーム中越
0 2 社会福祉法人 新潟県共同募金会	1 0 特定非営利活動法人 にいがた災害ボランティアネットワーク
0 3 認定特定非営利活動法人 新潟NPO協会	1 1 一般財団法人 新潟県民生委員児童委員協議会
0 4 新潟県（県民生活・環境部県民生活課）	1 2 公益財団法人 新潟県国際交流協会
0 5 新潟県市長会	1 3 公益社団法人 日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会
0 6 日本赤十字社新潟県支部	1 4 特定非営利活動法人 新潟県災害救援機構
②監事（2団体）	1 5 新潟県生活協同組合連合会
0 7 一般財団法人 新潟県老人クラブ連合会	1 6 日本労働総連合会新潟県連合会
0 8 公益財団法人 新潟県女性財団	1 7 認定特定非営利活動法人 くびき野NPOサポートセンター
	1 8 特定非営利活動法人 地域活動サポートセンター柏崎
	1 9 天理教災害救援ひのきしん隊新潟教区
	2 0 真如苑救援ボランティアSeRV新潟
	2 1 新潟恩返し隊
	2 2 特定非営利活動法人 NPOさんじょう
	2 3 特定非営利活動法人 aisa
	2 4 特定非営利活動法人 日本防災士会・新潟県支部

新潟ブロック協議会は新潟県災害ボランティア調整会議構成団体に属しています。

(1)設置目的

災害発生時における災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティア調整会議登録団体の協力・支援より、災害ボランティア活動を行う団体との連携を推進することや災害ボランティア活動への理解を促進することを目的としています。

(2)主な活動内容

- ①災害支援コーディネーター養成支援研修
- ②防災フォーラムの開催
- ③災害アドバイザー派遣
- ④災害ボランティアセンター運営支援
- ⑤ボランティアバスの運行

(付則)	2013年12月7日改訂	※2014年1月1日より施行
	2014年12月6日改訂	※2015年1月1日より施行
	2015年10月28日改訂	※2016年1月1日より施行
	2016年10月15日改訂	※2017年1月1日より施行
	2017年10月24日改訂	※2018年1月1日より施行
	2018年10月27日改訂	※2019年1月1日より施行
	2019年10月22日改訂	※2020年1月1日より施行
	2020年2月1日改訂	※2020年2月1日より施行
	2020年10月23日改訂	※2021年1月1日より施行
	2021年11月26日改訂	※2022年1月1日より施行
	2022年10月13日改訂	※2023年1月1日より施行
	2023年12月22日改訂	※2024年1月1日より施行

2024 年 12 月 21 日改訂 ※2025 年 1 月 1 日より施行